



オスプレイ暫定配備の アキレス腱はこれ!

2019.6.30
木更津市議 田中のりこ

空の安全を守るための 国際的なルールがある

- 安全に空を飛ぶことができるのは、**耐空証明・型式証明**をもった航空機
- 民間航空機も、すべての自衛隊の航空機も、**耐空証明・型式証明**を持っている。

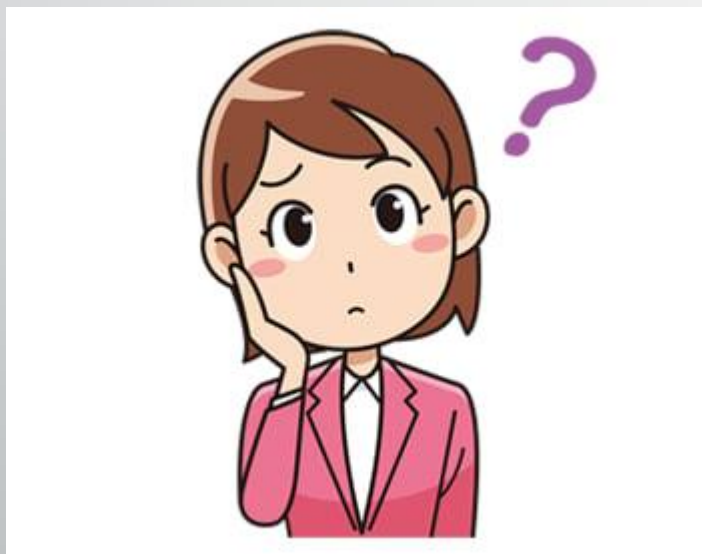


オスプレイは耐空証明・型式証明を持たない …安全に飛ぶ資格がない航空機…



「作った国でだけ飛んでよい」
というのに、どうして日本の空にオ
スプレイは飛んでるの？

オスプレイは耐空証明・型式証明を持たない …安全に飛ぶ資格がない航空機なのに どうして日本の空を飛べるの?…



日米合同委員会で話し合って決めた。

- 日本の米軍基地にアメリカのオスプレイ配備。
CV-22オスプレイ(米空軍)
MV-22オスプレイ(米海兵隊)
- 初めて、日本の空に耐空証明と型式証明のないオスプレイが飛ぶことになった。

民間航空機は「航空法」に基づき、飛行している。 自衛隊の航空機は？



2018年6月議会 田中のりこの質問に対する答弁

陸自オスプレイも、他の自衛隊航空機と同様に、原則として航空法の適用のもと運用されることとなるが、自衛隊の航空機は、任務の特殊性等を鑑み、自衛隊法第107条において航空法の一部の規定が適用除外となっており、陸自オスプレイについても同様である。

航空法を自衛隊法107条で適用除外しても、オスプレイは飛ばせないと思う。なぜなら

航空法を自衛隊法107条で適用除外しても、オスプレイは飛ばせないと思う。なぜなら

航空法

第10条 耐空証明

第11条 耐空証明 → 自衛隊法107条で適用除外

第12条 型式証明

第13条 型式証明

第14条 耐空証明他

第15条 耐空証明



航空法の一部改正が必要 → 国会での審議が必要

これだ! 「オスプレイ暫定配備」のアキレス腱

航空法の一部改正を国会でどれだけ審議するのか



- 自衛隊にかかわる航空法を改正しなくてはならない。
- 国会に説明資料を出さなくてはならない。
- 法的根拠を示さなくてはならない。
- 衆参両議院にどれだけ説明できるのか。

怪しげな動き

もしかして、勝手に安全だというルールをここで決めて、法律を無視するつもりか。法治国家か、放置国家か問われるところだ。



日米合同委員会のもと 飛行安全に関する日米専門家会合の実施

2018.11.8 2019.2.28

これまで2回話し合い、3回目は検討中(2019.5.24現在)

2019.2.28の議題は

回転翼機及びティルトローター機(オスプレイのこと)について、危険を回避し、安全を確保するために行う措置である予防着陸等の考え方や耐空性の確認のプロセス

追伸 カモフラージュしても無駄

「暫定配備ははじめから木更津に決めていた？」
木更津市民は、甘く見られていた。あきらめない。
まだ、候補地になっただけで、決まっていない。



防衛省は、なぜ、木更津が暫定配備になったのか。46の陸海空の自衛隊基地から選考し、木更津が最適と判断したという。他にどこが選定され、木更津が最適だったのか、尋ねても「住民の影響があるから教えられない」と防衛省。

おかしいでしょ。

木更津は一年以上、ずっと報道され続けてきた。防衛省は、「選定段階で候補地になったわけではない」と言い訳をし、候補地に選定されても、他を教えない。カモフラージュ。

実は、他の候補地がなかったのではないか。

はじめから、木更津だったのではないか。

なぜなら、オスプレイ17機の購入は、どこの予算からか。この4年間、オスプレイのお金は、すべて、木更津駐屯地の第一ヘリコプター団の予算からだ。